

医学生の臨床実習中の事故防止対策マニュアル

(1) 対象及び予防対策

ア 対象となる授業：

金沢医科大学病院内における臨床実習

イ 予防対策：

- ・実習に出席する学生は、インフルエンザなど感染性疾患に罹患せぬよう自己の健康管理に留意させる。万一、感染性疾患の急性期にある学生は治癒するまで臨床実習への出席を避ける。
- ・院内では手指衛生（手指消毒または手洗い）を励行する。手洗い後は、ペーパータオルでよく拭き取って乾燥させる。
- ・肺結核や麻疹など空気予防策が必要な病原体の感染患者の診療時は、指導医の指導のもと N95 を着用する。
- ・採血時など血液を取り扱う際は、原則として手袋を着用させ、リキャップは行わないように指導する。
- ・臨床実習開始前に肝炎マーカー（HBs 抗原・抗体、HCV 抗体）をチェックし、HBs 抗体価が陰性または低値（10 未満）の場合には、HB ワクチンの接種を受けることを勧める。
- ・肝炎マーカーの結果は、学生保健室で一括管理する。

(2) 事故発生時の対応（金沢医科大学病院感染症対策マニュアルに準拠する）

① 刺傷事故の場合

ア 授業担当教員は、事故内容を速やかに教学課へ連絡するとともに対応を感染制御室と協議する。

イ 教学課は、必要に応じ次のことを行う。

- ・当該学生の父兄への連絡
- ・教務部長、学生部長、学年主任、指導教員等に事故内容を報告のうえ事後

処理を協議し授業担当教員に指示する。

- ・事故に関する全ての情報は、教学課で保管する。

ウ 授業担当教員は、感染事故発生報告書（別紙 2）を院内感染対策委員会窓口へ提出し、感染制御室長（感染症科医師）による今後の対処法などの説明を受けさせる。事故発生報告書は管理課が保管すると共に、写しは教学課でも保管する。

なお、報告者は、授業科目担当講座主任とする。

② 刺傷事故以外の感染性症例と遭遇した場合

感染性疾患（肺結核など）は、事後に判明するケースが多く、院内感染対策委員会（管理課）から教学課へ指示が伝達されるので、教学課は教務部長、学生部長等と協議の上、学生、父兄に適切な指示を行う。

(3) 事故に対する補償等

- ・金沢医科大学学生総合保険による補償